

暴発事故防止ならびに事故発生時の対応手順（マニュアル）

岐阜県アーチェリー協会

◇暴発事故防止について

1. 目的

県ア協が主催、主管する競技会で散発する暴発事故防止のため、全競技者に注意を促すとともに事故発生時に望ましい手順を示すものとする。

※全日本アーチェリー連盟の定める「安全規定－アーチャーの安全マナー」を再度確認し、協会員の安全意識の向上をめざす。
〔連盟競技規則に記載される「安全規定－アーチャーの安全マナー」を参照〕

2. 暴発及び事故の定義

(1) 暴発の定義

- ①コンパウンドの場合、リリーサーのトリガーに意図せず接触しエイミング、リリース動作前に、自分の意志でなく矢が発射された状況をいう。
- ②リカーブの場合、クリッカーが意図しないタイミングで鳴ったことで、自分の意志でなく条件反射的に発射された状況をいう。

(2) 事故の定義

- ①自分の意志でなく発射された矢（暴発）やサイト合わせの間違いにより発射された矢が、標的面から著しく逸れて防矢ネットならびに防御壁等を越えてたことにより、人や施設、器物に損害を与えた状況をいう。
- ②事故と判断しない場合とは、矢が標的面から逸れても、防矢ネットや防御壁等に止まった場合は事故とは見なさない。ただし、矢が大きく逸れていると判断された場合は、その場で原因を確認し再発防止を促す。

3. 暴発事故防止のための対応

競技会では開始前に審判長による審判員ミーティングを実施し、下記について審判員に周知するとともに、競技者には開会式で「審判長注意」として注意を促す。

- (1) 押し手はドローイング時には標的面に対して水平となることを確認する。
〔安全規定第8章「セットアップ時の安全」〕
- (2) セットアップ時に弓が上を向いているなど危険な競技者を察知した場合、ドローイングを開始していないかを確認し、直ちに審判長に報告するとともに全審判員で注視する。
- (3) 危険と判断した競技者（ジュニア、キャデットの場合は指導者または保護者）には直ちに注意を与える。
〔競技規則第2.1.1条（警告）6項〕
- (4) さらに危険なドローイングを繰り返すと複数の審判員が判断した場合、審判長は競技者に行射の停止を求め、失格とすることができる。
〔競技規則第2.0.8条（競技者等の失格）9項〕

4. 暴発事故発生時の競技委員長（審判長）の取るべく留意点

- (1) 発射した矢の所有者の確認と該当する競技者に聞き取りを行い、暴発の原因究明に努める。
- (2) 物損・人身事故原因が競技者の過失によるものか、設営の不備によるものかを明確にする。
- (3) 人的被害・物的被害がある場合は、責任の所在を明確にすることが重要である。
- (4) 人身事故に発展した場合、初期対応に十分注意を要する。（時に裁判沙汰になることがあるので注意）
- (5) そのためにも、初期段階で周りの競技役員・競技者・観客などの軽率な言動を慎まなければならない。
- (6) 事故発生時には周りが騒然となるが、特に審判員には落ち着いた対応が求められる。
- (7) 物損事故の過失が競技者にある場合、その競技者の競技の継続は認めない。
事故原因は責任の所在明確化及び全ア連に報告する必要があるため選手から聞き取りをする。いずれの場合も、該当する競技者にはその場で嚴重注意するとともに、後日文面にて報告を求める。
- (8) 対応は競技委員長（もしくは審判長）が中心となって行うことが重要である。（複数にならぬよう注意）

◇暴発事故発生時の対応について

1. 暴発事故が発生時の対応手順

- (1) 事故の発生を確認し、DOSは5回以上の連続的な信号音を発してすべての行射を中断する。
〔競技規則第1.3.0条（DOS）1-4項〕
- (2) 選手に事故の発生を知らせ、競技の一時中断を通知（アナウンス）する。
- (3) 審判員はどの競技者の矢がどこに逸れたか確認するとともに、人身事故か物損事故かを確認する。
- (4) 人身事故が確認された場合、被害者の救護を最優先とし対応にあたり、競技会は中止する。
- (5) 人身・物損のいずれの状況であっても、競技委員長（審判長）が全競技者に事故状況を直ちに説明する。
- (6) 競技続行時の対応（物損事故の場合のみ）

- ①競技者に通知するとともに審判員は中断時の個々の残り矢を確認する。
- ②D O Sは残り矢確認の後、タイムを設定して行射再開の合図として音響信号1声を与え、競技を再開する。

(7) 人身事故の場合の対応（競技会は事故発生時点で終了）

- ①競技委員長（審判長）が中心となり、慎重に対応しなければならない。〔初期対応〕
 - ②特に競技役員・競技者・観客などの軽率な言動がないよう注意を促す。
※軽率な言動・対応が後に訴訟問題になりかねないので、十分な注意が必要である。
 - ③中止時点で72もしくは60射が終了している場合、選手の記録とするべき対応を行うこと。（主管が考慮する）
- (8) 競技委員長（審判長）は直ちに理事長に報告するとともに、事故状況により警察に通報しなければならない。
- (9) 事故発生の概要は、その日のうちに全日本アーチェリー連盟にまず第1報を入れておく必要がある。
※人身事故で警察沙汰になった場合、メディアが察知し連盟に取材をかけることがある。
- (10) 後日、すみやかに事故報告書を全日本アーチェリー連盟に提出すること。
※人身・物損に関わらず全ア連への報告は必ず行う。また、県内各支部に事故概要を通知し、さらなる注意を喚起する。

2. 暴発事故発生後の処理手順

〔人身事故の場合〕

- (1) まず被害者のケガの程度を確認し、状況により救急車等の手配についてもすみやかな判断を要す。
同様に警察への通報も事故の状況を鑑み要否を速やかに判断し対応する。
- (2) 発射した矢の所有者を確認して、その競技者（加害者）の聞き取りを行い責任の所在を確認する。
- (3) 競技者（加害者）の過失が認められた場合は、まずは被害者への謝罪を要す。
- (4) 被害者と加害者（競技者）への対応は競技委員長が中心に行い、複数で行わないことが重要である。
※窓口は一人とし、複数の者が関与すると問題がこじれることがあるので注意を要す。
- (5) 競技委員長は、被害者の治療費等の問題ならびにケガの状況により補償等についても、責任持って仲介に当たることが肝要である。
※当事者同士の問題として放置することは避けなければならない。
- (6) 警察の事故事案になった場合は、警察への対応は競技委員長（窓口は一人）が中心に行うものとする。

〔物損事故の場合〕

- (1) 発射した矢の所有者を確認し、競技者に聞き取りを行い責任の所在を確認する。
- (2) 施設・器材に損傷がある場合、競技委員長は損傷箇所と損傷程度を確認する。
- (3) 物損事故を確認後、競技委員長は当該競技者に同行して施設管理者に報告・謝罪する。
- (4) 当該競技者の過失が認められた場合は、競技委員長が中心となって対応する。
※窓口は一人とし、複数の者が関与すると問題がこじれることがあるので注意を要す。
- (5) 損傷箇所の修復については施設管理者と協議し、弁償・補償についてはその競技者が責任を負う。
- (6) 設営の不備による物損事故と認められる場合は、主催団体（主管団体）が施設管理者と協議し損傷箇所の弁償・補償の責任を負う。

◇競技会開催にあたっての留意点

- (1) インドアでは、特に標的台後方の安全対策に万全を期さなければならない。
- (2) 競技会は適正な競技役員（競技委員長・審判長ならびに審判員）で編成し、予期せぬ事故発生にも対応できうるだけの人員を配置すること。
- (3) 競技委員長や審判長にあたる者は特に緊張感を持って競技運営に携わることが肝要である。